

第1回マンション管理士と一緒に考えよう！ ～湯沢のマンション管理～

マンションを取り巻く環境2026年度版

こんなお悩み、ありませんか？

- ・理事のなり手がいない！
- ・管理費、修繕積立金の金額は妥当なの？
- ・マンションの空き家問題
- ・管理会社との委託契約を見直したい！
- ・自主管理はできるの？
- ・管理計画認定制度についてもっと知りたい！

マンション管理セミナーを開催！

- ・管理組合運営の基礎
 - ・リゾートマンション特有の問題
 - ・管理計画認定制度 等
 - ・湯沢町まるごとサポートプランのご紹介
- 講師：株式会社マンション夢設計 代表 稲葉早苗
柴田龍也 マンション管理士

- ・開催日時：2026年4月14日(火)10時～ 受付9:45～
- ・開催場所：湯沢町役場3階 大会議室
- ・参加費：無料

■湯沢町まるごとサポートプラン

- 登録制度：管理組合単位でご登録いただくことでマンション管理士が管理組合運営をサポートいたします。
- 登録特典：①管理組合運営に関する診断実施（カルテ作成）
②個別相談
③法務相談
④セミナーの動画配信（期限有り）
⑤各種支援業務について会員価格をご提示

■個別相談会

- マンション管理士が、マンション管理に関するご相談を承ります。
- 時間 13:00～、14:00～、各時間3組まで事前予約制です。
- 料金 管理組合ごと初回は無料です。2回目以降は「湯沢町まるごとサポートプラン」の会員登録（有料）が必要です。

■申込期間 2026年3月13日～4月11日

■申込方法 電話・ファックス・電子メール

TEL:090-3403-6688 FAX:050-3383-4221

E-mail:hisami_otk@yahoo.co.jp

担当:マンション管理士 大竹

※電話による受付時間:12:30～17:30

※管理組合名・人数(お名前)をお知らせください。



マンションの管理の主体は？

区分所有者等で構成される管理組合です。管理組合は、区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、また、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うことが重要となっています。

マンション管理士とは？

専門知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者またはマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う国家資格です。

主催：株式会社マンション夢設計

後援：湯沢町（新潟県）

《湯沢町まるごとサポート事業》担当マンション管理士：稲葉、大竹、柴田、松本